

会 議	総 務 教 育 委 員 会 会 議 録
日 時	令和5年9月21日（木曜日） 開会 午前 9時00分 閉会 午前10時33分 散会 午前10時42分
場 所	第2委員会室
出 席 委 員	委員長 廣 野 房 男 副委員長 岩 本 知 帆 笹 野 康 男 稲 吉 照 夫 黒 木 一 吉 本 智 明 藤 本 和 美 (議長 藤 江 徹)
欠 席 委 員	なし
傍 聴 者	野坂純子議員 松本忠明議員 長谷川進議員 田境 毅議員 丸山千代子議員 都築幸夫議員
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 副 町 長 大 竹 広 行 教 育 長 池 田 和 博 企 画 部 長 大 成 竹 千 恵 総 務 部 長 林 保 克 教 育 部 長 菅 沼 秀 浩 消 防 長 小 山 哲 夫 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 西 田 正 之 総 務 部 次 長 兼 人 事 秘 書 課 長 山 川 真 知 子 教 育 部 次 長 兼 文 化 体 育 課 長 夏 目 守 雄 財 政 課 長 相 川 美 代 子 学 校 教 育 課 長 山 崎 二 朗 総 務 課 長 岩 瀬 仁 史 予 防 防 災 課 長 吉 田 孝 正 防 災 安 全 課 長 小 川 真 護 予 防 防 災 課 主 幹 杉 浦 則 康 総 務 課 主 幹 伊 藤 孝
議会事務局職員	議会事務局主幹 斎 藤 久 美 子

<p>議 に 付 し た 案 件</p>	<p>第 4 7 号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について</p> <p>第 4 8 号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について</p> <p>第 4 9 号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について</p> <p>第 5 0 号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について</p> <p>第 5 1 号議案 工事の請負契約について（岩掘住民広場整備工事）</p> <p>第 5 3 号議案 令和 5 年度幸田町一般会計補正予算（第 4 号）中、歳入全部、歳出 1 0 款、1 5 款 1 0 項・1 5 項・3 5 項、5 5 款、7 0 款、第 2 条（総務教育委員会所管 1 件）、第 3 条</p> <p>第 5 4 号議案 令和 5 年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>陳情第 1 1 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書</p>
--------------------------	--

委員長 皆さん、おはようございます。

今日から交通安全運動ということで、私も今日、交差点に立ったり、通学路で子どもたちと一緒に歩いたりということをしてきましたけども、愛知県では、もう既に100人の死亡事故が起きているということで、そのうちの30%から40%の間が歩行者ということだそうですが、せめて、歩行者でも、変なところを横断しておってはねられた人はしょうがないとしても、せめて子どもたちが信号を守って通学路をきちんと歩いとるのが巻き込まれるというような、以前、千葉県で起きたような、ああいった事故だけは本当に防ぎたいなというふうに思っております。

そのとき、総理大臣から全国総点検、総対策せよという号令がかかったんですけども、そのとき多少は何か進んだかなと思いましたが、その後なかなか進展していったというか、今日でも、子どもたちの歩いている横を車がば一と走っていったり、軽トラのおじいちゃんがもし倒れて寄っていったらどうなるんだろうというような、そういった状況は、千葉県で起きた事故とそんなに環境が変わらないのかなというふうに思っておりますので、これから一つでも、そういった子どもたちを守るための交通安全対策をしていけたらいいなと今日も思いましたので、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

開会に先立ち、町長から挨拶をお願いします。

町長。

町長 皆さんおはようございます。

先にちょっと同じような話をさせていただいた、重複するかもしれませんが、9月19日に筆柿の初出荷というものがございました。今年はちょっと裏年であるけれども、収量的には決して引けを取らない量が出るんじゃないかなというお話で、また啓発に努めたいと思っております。

昨日もさわやかウオーキングが9月30日に行われるという紹介をさせていただいたんですけど、私は三ヶ根駅周辺だと思い込んでおりましたら、幸田駅からということでありますので、9月30日の土曜日、さわやかウオーキングが、秋の幸田筆柿の里を訪ねてということでコースマップができておりますので、こちらでも筆柿を消費宣伝していきたいなというふうに思っております。

昨日、三ヶ根駅という話をしてしまったので、それは自分の頭の中に、三ヶ根駅前の売店の改修工事が。10月着工に向けて、売店内の備品整備など今、調整しているという話をしたかったんですけども、間違えてしまいました。

先ほど委員長様から、子どもたちの安全のお話もいただきました。特に小中学校では、コロナウイルス・インフルエンザ関連の、まだ感染が衰えておりませんので、9月19日現在では、学級閉鎖が9あったということで、今日確認しましたところ、5学級ということで、クラスの閉鎖状態が続いておるといふことであります。

インフルエンザについては、コロナのときにあまりかからなかったもので、抵抗力が衰えて、逆に今になってかかってきたんじゃないかなとかいう話もされておられます。

教育関係では、皆さん御存じのように、今回の内閣改造におきまして、地元周辺から文科大臣の副大臣が2人輩出されたということでもあります。私にとっては何かスポーツ、

コアな部分で要望していきたいような事案がたくさんございます。そういった意味でこの副大臣の方々にも様々な情報のヒントをいただいて、本当にチャンスだなと自分は思っておりますので、今言いましたように、国的な支援の関係のメニューの中で、何とか少しでも早く着手ができるような環境づくりに努めたいなと思っておるところでございます。

それから、総務の関連でございますけれども、先週の土日で採用試験を行いました。1次試験であります。例年どおりといたしますか、107名の方が応募いただいておりますので、また、2次試験、面接等を行いながら、それぞれ各種の専門職種等もございまして、結果を出していくというところに来ておるところでございますので、よろしく申し上げます。

それから、蒲郡の情報から始まっているんですけども、令和6年3月の1、2、3で、ラリーの三河湾を行っていきたいということを蒲郡の市長さんが、市長といたしますか、実行委員会をつくりたいというようなお話の中で、当然ラリーの選手権を行うために、三河のスカイライン、天の丸さんの周辺を含めた道路環境ですね、こちらも利用したいということで、岡崎もそうであります。蒲郡市長さんのほうが、実行委員会をこれから開いて、市議会のほうで話をして、年明け3月に行っていく予定があるので、幸田町の方にも御理解、御協力をお願いしたいというようなお話がありまして、早速、県警の交通部長等々も幸田町でもまたいろんな御迷惑といたしますか、そういった道路関係で、ラリー選手権ですから、そういったスペシャルカーが通るわけですけど、そういった意味で御配慮をお願いしますという要望を終えてきたところでございますので、よろしく申し上げます。

それから、あとは、昨日も言った今、現状でありますけれども、奥三河との交流ということでございます。これをやるために、5,000円の助成をしたということで、この設楽、東栄、豊根村さんに対する助成券の利用ということで、もう74件ぐらいと報告させてもらったと思っておりますけれども、応募が来ておりまして、これについても、キャンプ施設だとか宿泊施設の御利用をしたいという方々の要望が来ておるところでございます。

また、環境関係でございますけれども、省エネ家電の購入の補助金もたくさんいただいておりますので、100件の予定のところを499件いただいておりますので、こちらの応募をいただいた方というか購入いただいた方々に対しても、もれなく何らかの形で援助ができるような形で、補正予算の話もありますけれども、取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

以上、報告事案でありますけれども、最後になりますけれども、実は議会の最終日には報告はしたいと思っておりますけれども、北海道の剣淵町、それから、京都の京丹波町とまちづくり協定、災害応援協定でございませぬ、まちづくり協定を結ぶための準備を今しておりますけれども、9月末には、京丹波町の各部長クラスと教育長さんと副町長さんが幸田町のほうにお見えになって、幸田町のことを知った上で、何らかの形で、みんな職員としても幸田のことを情報共有したいということであります。幸田も既に各部長は出かけておりますけれども、そういった趣旨を踏まえた上での10月のまちづくり

協定の締結に向けて現在、進めておりますけれども、協定内容の締結等々、細かい部分については、まだ協議中の部分もありますので、ちょっと控えさせていただきたいと思っております。

以上、長くなりましたけれども、付託されました議案等につきまして、本日は慎重審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務教育委員会を開会いたします。

開会 午前 9時08分

委員長 これより議事に入ります。

さきの定例会本会議において本委員会に付託された案件の審議を行います。

初めに、第47号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、特に補足説明がありましたらお願いします。

人事秘書課長。

人事秘書課長 それでは、第47号議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては、7ページと8ページ、議案関係資料につきましては、7ページと8ページ、また、議案説明会資料につきましては1ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

第47号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正についてであります。

補足説明といたしましては、この条例は、災害対策基本法をはじめ、4つの法律の規定により支給される災害派遣手当等について、その金額を定めるための条例でございます。

どのような場合に支給できるかについては法令に定められており、また、その金額は国が定める基準に従い条例で定めるとされておりますので、全国的に同じ取扱いをしている手当でございます。

今回、手当の根拠となる幾つかの法律のうち、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、どのような状況で手当が支給できるかという支給の根拠となるものと併せて手当の名称も改正されました。今後、手当の支給が必要となった場合に当該手当を支給するためには、条例に引用している法律の情報や手当の名称を法律に合わせておく必要があることから、改正をさせていただくものでございます。

また、具体的にこの手当が支給される状況といたしましては、法の定める目的、例えば、災害復旧などのために職員が派遣され、その派遣された職員が住所を離れて派遣先の自治体に滞在をする必要がある場合に限り、派遣を受けた市町村が派遣職員に対し支払う手当となっております。

今回の改正において、手当の額については変更はございません。

補足説明は以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論につきましては、本会議で行っていただくこととし、委員会では省略させていただきます。

それでは、採決いたします。

第47号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第47号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第48号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

人事秘書課長。

人事秘書課長 それでは、第48号議案につきまして、補足説明させていただきます。

議案書につきましては、9ページ、10ページ、議案関係資料につきましては、9ページ、10ページ、また、議案説明会資料につきましては、2ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

第48号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。

補足説明といたしましては、今回、改正させていただく規定の内容につきましては、国家公務員について、人事院規則で規定されている内容と、当の金額を含め、全く同じ内容でございます。

現在も新型コロナ患者がいなくなったわけではありませんが、令和5年5月8日以降、新型コロナの位置づけが、感染法上の2類相当から、季節性インフルエンザなどと同じ5類に引き下げられたことから、防疫作業手当の特例についても廃止することとされました。

今回追加する特定インフルエンザ等から町民を守るために行われた措置に係る作業に係る規定につきましては、今後、これまで流行していない新たな感染症が蔓延し、そのために政府対策本部が設置されるような事態になった際に、速やかに防疫作業手当の支給をするため、国に準じて、あらかじめ規定を設けておくものであり、現時点では直ちにこの規定を適用する状況にはないということを申し添えます。

補足説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第48号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第48号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第49号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

人事秘書課長。

人事秘書課長 それでは、第49号議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては、11ページ、12ページ、議案関係資料につきましては、11ページから13ページまで、また、議案説明会資料につきましては、3ページとなっておりますので併せて御参照ください。

第49号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

補足説明といたしまして、まず初めに、9月1日現在、本町で任用している会計年度任用職員の人数につきましては、フルタイム124人、パートタイム402人でございます。今回の改正は、現在、本町で任用している会計年度任用職員のうち、パートタイムの会計年度任用職員について、新たに期末手当の支給をするための改正をお願いするものでございます。

令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入に当たっては、総務省から事務処理マニュアルが示されており、そのマニュアルによりますと、パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当については、常勤職員に適用される制度を基本としつつ、各自治体の実情、任用の実態等に応じて、細部において異なる制度的設計とすることも差し支えないとされております。

本町においては、パートタイム会計年度任用職員の約半数が短時間の任用であり、いわゆる扶養の範囲内で働きたいという方が多くおられることから、期末手当の支給に伴い扶養の範囲を超えてしまう事態を避けるため、また、大幅な人件費の増額を抑制するため等の理由により、これまでパートタイムの会計年度任用職員への期末手当の支給を見送ってまいりましたが、いよいよ全国的に会計年度任用職員への期末手当の支給が定着してまいりましたので、この度導入させていただくための条例改正をお願いすることにいたしました。

そこで問題となるのは、支給の対象者でございますが、今回、本町におきましては、扶養の範囲内でお勤めをされている方を除く週20時間以上勤務されている方、約200人を対象に支給をすることといたしました。

最後に、県内の他の自治体の状況でございますが、県内において期末手当を支給していない自治体はございません。また、支給対象の考え方につきましては、要件として、本町が考えているのと同様に週20時間以上であるとか、社会保険加入者など勤務時間数等により支給対象を限定している自治体は、54市町村中14市町村でございます。

以上が補足説明でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 ちょっと確認させてください。

今のお話ですと、パートタイマーの今、見える方が402人で、そのうちの200人が対象ということで、そのあとの半分、残りの200人の方というのは、例えば、週20時間が基準で払われるわけですけれども、17時間とか18時間とかそんな微妙な人なんていうのは見えるんですか。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 任用の形態につきましては、1日5時間、週3日、そうしますと15時間になります。週に何日出るかとか、1日に何時間勤務というのは、その任用する職員によって様々でございますので、20時間未満の職員の方の働き方は本当に微妙でございます。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 6か月ということですか、トータルして期末手当の対象になるということなんですが、これらの基準日がありますよね。6月1日と12月1日。これは、今の200人の方というのは、対象になっている方というのは全部、基準日をクリアできる人というふうに解釈してよろしいわけですか。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 20時間以上というのも一つ要件ですが、それ以外に、まず、基準日に在職していることと、基準日の時点で継続して6か月以上の雇用が見込まれている者という、そういった要件も別でございますので、20時間以上の方が全てその要件を満たすとは限らないといえますか、その基準日の時点で要件については、その都度、判断をさせていただきますか。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 そうしますと、ここの説明にもありますけれども、年度をまたいだ場合は、それを超えて可能にするということになっているんで、それは問題ないと思うんですけども、その辺で微妙な方が、例えば、6か月になっても、実際に飛んで採用されておった場合に、基準日に在職しなかったというケースもあり得ると思うんですけども、これもやっぱり規定としてやむを得ないですよ。

例えばね、1月から4月までやって、また、7月から10月までとかそういうふうになると、6か月はクリアするんだけど、肝心の対象日、そのときに、基準日に在職していないということになると、そこから外れてしまうということは、これ、起き得ることだと思うんですけども、これはやむを得ないことだということに解釈ですよ。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 基準日に在職というのは大前提の条件でございますので、その日にたまたま在職されなかった方につきましては、支給ができないということになってしまいます。

委員長 ほかにありませんか。

13番、笹野君。

13番 笹野康男君 パートの会計任用にボーナスを出していくと。これはやむを得ないのかなというふうに思います。ただ、1点心配するのは、200名の方が増えるわけでありまして。そうしたときには、人件費が何と8,000万円ぐらい余分にかかる。これは非常に大きな話であります。

要するに、人件費、行革の中でも、そういう部分をしっかり考えていかないと、町長、前にも言われたけども、DX関係で人件費も増やすことなく、作業ができていく、仕事ができる、そういう体制をやっぱり、この時期考えて、これから考えていかないと、人件費ばかり増えちゃって、つらい部分、経費が増えていく、経常経費が増えていくということになります。

そういう点で、私、非常に心配はしておるわけでありまして、そういうことに関してはどういうふうに考えていかれるのか、をお願いします。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 今回、会計年度任用職員のパートタイムの方々につきまして支払うということにつきましては、国のレベルで、正規・非正規、関係なく、同一労働・同一賃金をという動きから導入するものであります。

会計年度任用職員の方につきましては、もちろん専門職の任用もございますが、一部、一般事務職、いわゆる職員の補助的な役割をしていただく方も多くおられます。それらの方を任用することにより、職員の負担を軽減し、時間外手当の削減につながるということも考えられると思います。

また、新規事業等も多くございまして、職員のほうもかなり手いっぱいな状態になっておりますので、職場全体を見渡して、必要なところに必要な人を配置するということを常に意識して、これからも人員の配置をしつつ、必要な場合には、必要な会計年度任用職員の任用等もさせていただけたらと思っております。

委員長 13番、笹野君。

13番 笹野康男君 確かに、働き方改革の中でも、一般職員、従来の職員も残業を減らしていく、その分をパートさんで、会計任用を使って仕事量を減らして、楽をさせるとか、仕事量を増やさずに運用していくという体制は悪くはないんですけども、やはり幸田町の財政の中で、人件費だけ膨らんできちゃう。これ非常につらいなという、もうえらいけちった言い方をするわけじゃないですけども、そういうことがあるかなと心配をするわけでありまして。

これからいろいろな事業も当然増やしていかれる、そうすると人が要ってくる。そうしたときに、本当に膨らみ過ぎちゃうような状況になっちゃうじゃないかなという感じがします。本当に経常経費を多く盛っていく。90%以上、越していくような状況が、もう来年、再来年と起こってくるじゃないのかという感じがします。

そういう中で、税収が増えてくればそんなことはないわけでありまして。そこらのことも考えながら、やっぱり幸田町の人件費、職員の数、人件費等々もやっぱりしっかり考えながら、今DXの関係がありますから、そういう関係で、やっぱり人件費を削減できることは削減をしていくような状態もやっぱり考えていかにやいかんじゃないのかなという感じがするんですけども、そこら辺はどういうふうに、将来的に、ここ二、三年

の間、特にひどいような気がするんですけど、心配するんですけど、そこはどうなんでしょう。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 委員おっしゃられるとおり、人件費は毎年、増加をしております。コロナ禍ということもあり、職員にとっても、過去にこういったことのない事態で、とにかく常に手探りの状態で、日々、事務をしておる状況が続いてまいりました。想定外のことばかりが起って、職員も疲弊し、職員個人のモチベーションの保持も発揮もできないような状況も過去にあったかと思います。

人数は果てしなく増やしていくということはいたしませんけれども、少しでも職員個々のパフォーマンスを、最大のパフォーマンスを発揮していただけるように、まずは体制を整えるということを考えさせていただきたいと思います。

それと併せまして、DXの導入などで、精いっぱい無駄を排除しまして、職員が最大限に効率的に事務をするということも改めて意識して、事務に当たってまいりたいと思っております。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 本当に、秘書課は確かに本当に非常にえらいなとは思っておるんですけど、特に、インフル、コロナという関係で、病気にかかることは誰でもあるわけで、そうしたときには仕事がうまく回っていかない。その中でどういうふうに使っていくか、パートを使っていくかということも考えながら、やっぱりやって見えるということは、重々私も理解しておるんですけども、幸田町全体を考えたときに、果たしてそういうふうで、どんどんやっていっていいのかという問題も、やっぱりちょっと財政と一緒に考えていただいて、どうすべきかということはやっぱり根本的に考えていってほしいなというふうに思っております。以上です。

委員長 町長。

町長 人件費の高騰ということで、経常収支比率も上がる一方でございまして、もっと自由な裁量の中で投資的経費が生み出せばいいような財政環境をつくりたいと思っております。

人件費の問題になると本当に難しいなと思っておりますけれども、やはりあの人件費が多くなることは課題であります。しかしながら消防だとか、子育て、それから医療、健康福祉の分野、例えば消防一つ取っても、消防で人件費をなかなか削っていくということは、安全安心のためにも難しいなと思っておりますけれども、ただ広域化だとか、そういう流れを受け止めていくという考え方もいずれ出てくるかなと。

また、賛否両論が起きるに決まっておりますけれども、保育園の運営等々におきましても、もう民営と町営の中、うまいこと民と折り合わせながら、人件費の可能性を探るだとか、これは議論が要りますけれども、そういった人の手当てが必要な部分、また公共交通をこれから充実しなきゃいけないんで、そういった人件費も要ると思います。

ただ、さっき言われましたように、やはりどうしても快適な作業の中でDX、デジタル化を進めることによって、窓口が簡素化かつ効率化できるような分野を、今、CDO補佐官等々で、副町長が先頭になって探っておりますので、どこかで削って、どこかを

民営化して、どこかを広域化するとかいうような大胆な切り口を、これから皆さんと協議していかないと、思い切った人件費の削減にはつながらないなと思っていますので、個々の問題は、それぞれちょっと言えませんが、また全体的な、今の笹野さんの御指摘のように、総合的な観点に立って議論していきたいと思っています。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第49号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第49号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第50号議案 幸田町火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

予防防災課主幹。

予防防災課主幹 それでは、予防防災課から、第50号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案説明会資料4ページをお開きください。議案書につきましては、13ページから16ページまで、議案関係資料につきましては、14ページから18ページまででありますので、併せて御覧ください。

今回の改正事項につきましては、対象火気設備等として、規制の対象となる蓄電池設備については、脱炭素社会の実現等に向け、さらなる普及の拡大や大容量化が見込まれるとともに、材料、構造等の多様化が進んでいること、技術等の標準規格において、出火防止措置や延焼防止措置等が盛り込まれるようになってきたことなどを踏まえ、これまで、主に開放型の鉛蓄電池を想定した内容となっていた従前の基準について、蓄電池設備の種類や安全性に応じた内容となるよう基準の見直しのため改正するものであります。

改正の内容につきましては、蓄電池容量の単位を、アンペアアワー・セルからキロワット時に見直したこと、単位を見直したことにより、規制の対象を、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの、蓄電池容量が10キロワット時を超え、20キロワット時以下のもの、蓄電池容量が20キロワット時を超えるものと区分されました。

このうち、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの、蓄電池容量が10キロワット時を超え、20キロワット時以下のものについては、過充電防止措置や外部短絡防止措置、内部短絡防止措置、または、内部延焼防止措置など、出火防止措置が講じられたものについては、規制の対象から除くものとしたものであります。

以上、第50号議案の幸田町火災予防条例の一部改正についての補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

委員長 説明は終わりました。

それでは質疑に入ります。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第50号議案 幸田町火災予防条例の一部改正についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第50号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第51号議案 工事の請負契約について(岩堀住民広場整備工事)を議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

財政課長 それでは、第51号議案 工事請負契約について、補足説明をさせていただきます。

資料は、議案書の17、18ページ、議案説明資料につきましては、19ページから21ページを御参照いただきたいと思います。

工事名は、岩堀住民広場整備工事であります。契約金額は8,041万円、14社による指名競争入札を令和5年1月25日に実施し、契約者は、町内事業者の株式会社ニシオであります。

事業者選定につきましては、幸田町入札参加者審査要項におきまして規定した格付け、工種、設計金額などの選定基準において、副町長及び各関係部課長等で構成する幸田町入札参加者審査委員会において、審査、決定しています。

以上、51号議案の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第51号議案 工事の請負契約について(岩堀住民広場整備工事)を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第51号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第53号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算(第4号)中、歳入全部、歳出10款、15款10項・15項・35項、55款、70款、第2条(総務教育委員会所管1件)、第3条を議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

財政課長 それでは、第53号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

別冊の補正予算関係を御覧いただきたいと思います。また、議案関係資料につきましては、28ページから30ページまでを併せて御覧いただきたいと思います。

まず初めに、第3条の地方債の補正につきまして、議案書8ページを御覧いただきたいと思います。

第3条、地方債補正につきましては、当初予算で4,000万円、事業費の8,000万円の2分の1であります。4,000万円の見込みが、社会資本整備総合交付金につきましては、決定額が見込みを下回ったことによりまして、これに関しまして、地方債の3,600万円、事業費の8,000万円から国庫補助金を4,000万円を引いたものに12%掛けた金額であります。こちらを国補助の最終事業費に見合った額に減額するために必要が生じたものであります。

続きまして、歳入の補正内容につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算説明書12ページ、13ページ、議案関係資料29ページを併せて御覧いただきたいと思います。

55款国庫支出金、10項国庫負担金と60款県支出金、10項県負担金の過年度分低所得者保険料軽減負担金につきましては、低所得者の介護保険料の軽減措置について、令和4年度の実績確定により、収支の精算を行うものであります。

保険料軽減の精算額は43万8,000円で、これと同額の保険料軽減負担金を過年度分として収入することとなり、国・県の負担額は、それぞれ21万8,000円、計10万9,000円あります。

次に、15項国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、エネルギー、食品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、推奨事業メニューの実施が示されたことを受け、今回は、認定こども園等給食事業費支援金、省エネ家電購入費補助金、学校給食者委託料の各事業の財源に充当するものであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫補助金につきましては、接種者1人につき、2,000円の上乗せ補助をするものであります。

次に、社会資本整備総合交付金につきましては、当初予算に計上したもののうち、維新橋架け替え事業に係る財源措置に関する部分について、国庫補助金の交付決定額が当初の見込みを下回りましたことによりまして、1,104万7,000円を減額するものであります。

次に、60款県支出金、15項県補助金、若年がん患者在宅療養支援事業費補助金につきましては、今年度、愛知県において、終末期若年がん患者及びその家族の経済的負担の軽減を図ることを目的として、その支援を行う市町村の取組に対し、治療費の2分の1の補助をする制度が設けられたことを受けまして、新たに、幸田町若年がん患者在宅ターミナルケア補助金に取り組むこととするものであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種支援事業補助金につきましては、集団接種・ワクチン接種会場に、医師、看護師を派遣するために、別の人員を雇用する診療所への

財政的支援を行う制度が廃止されたことを受け、当初予算で計上しました100万円全額を減額するものであります。

次に、20項県委託金につきましては、今年度、愛知県から、校内教育支援センター整備推進事業とラーケーション推進事業の2つの委託事業を受託したことにより、これら事業の財源となる県委託金を、それぞれ185万3,000円、491万1,000円を新規計上するものです。

次に、75款繰入金、10項基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金10億1,689万5,000円を減額し、一般会計の収入全体を調整するものであります。

15項他会計繰入金につきましては、令和4年度の実績確定による事業の精算を行いまして、介護保険特別会計繰入金319万3,000円を追加するものであります。

80款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により、10億8,535万5,000円を追加するものであります。

85款諸収入につきましては、海外旅行事業の回復傾向に伴い、町窓口で扱うパスポート申請が増加してきていることから、これに伴う収入印紙売りさばき手数料7万1,000円、及び収入印紙売りさばき代金400万円を追加するものであります。

90款町債につきましては、改修事業に係る財源措置に関しまして、国庫補助金の交付決定額が当初の見込みを下回りました。そのことにより、起債額を再算定し、1,000万円の減額を行うものであります。

歳入の補足説明については以上であります。よろしくお願いいたします。

続きまして、補正予算の歳出について、掲載順に財政課から所管する補正予算の補足説明をさせていただきます。

補正予算説明書の24ページ、25ページ、それから、議案関係資料35ページを併せて御参照いただきたいと思います。

70款諸支出金につきましては、前年度繰越金の確定により、会計間の繰入れ及び繰出金額を整理するものであります。土地取得特別会計において、前年度繰越金の確定により、一般会計から土地取得特別会計への繰出金2,046万8,000円を減額するものであります。

財政課所管分の歳出の補正予算については以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 総務課主幹。

総務課主幹 それでは、続きまして、総務課所管分の歳出について、説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係の16ページ、17ページ、議案関係資料につきましては、31ページをお開きください。なお、議案説明会資料につきましては、5ページを御参照ください。

15款総務費、10項総務管理費、50目コミュニティ推進費、コミュニティ推進事業におきまして、長嶺コミュニティホーム建設用地1,325平方メートルの購入といたしまして、1,073万3,000円を新規計上とするものであります。

内容につきましては、議案説明会等で御説明をさせていただいたとおりでありまして、

補足説明は特にはございません。

総務課所管の補正予算につきましては以上であります。よろしく申し上げます。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 それでは、防災安全課所管分の歳出について、御説明させていただきます。

別冊となっております補正予算関係、こちらの8ページ、また、議案関係資料につきましては36ページをお開きください。

15款総務費、10項総務管理費、防犯交通パトロールカー更新事業の342万5,000円の繰越明許をお願いするものであります。

内容につきましては、議案説明会で御説明させていただいておりますとおりでありまして、補足説明については特にはございません。

防災安全課所管の補正予算については以上であります。よろしく申し上げます。

委員長 会計管理者。

会計管理者 それでは、続きまして出納室が所管いたします案件、歳出になります。補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては、別冊補正予算資料の16ページ、17ページ、議案関係資料につきましては31ページになりますので、併せて御参照いただきたいと思います。

15款総務費、10項総務管理費、20目会計管理費の会計管理事業において、パスポート申請用の収入印紙の購入代金、需要費400万円を増額するものであります。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴いまして、パスポート申請が大きく増加していることから、その増加申請に対応するため、収入印紙を購入するというものであります。

出納室からは以上です。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 それでは、次に学校教育課に係る項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

別冊補正予算関係の22、23ページをお開きください。議案関係資料につきましては、34、35ページでありますので、併せて御参照ください。

55款教育費につきましては、10項教育総務費の事務局一般事業におきまして、ラーケーション推進事業、校内支援センター整備推進事業に係る直接経費として、必要な人件費を含め、事務局一般事業における会計年度任用職員の人件費等について、1,154万4,000円を追加するものであります。

ラーケーション推進事業につきましては、県内53の市町村が今年度中にスタートするもので、本町においては10月からの開始を計画しております。

続いて、15項小学校費の小学校管理一般事業及び20項の中学校費、中学校管理一般事業におきまして、本町と三菱ケミカル・クリンスイ株式会社との水にまつわる包括連携協定の取組の推進の一環として、クリンスイ社製のウオーターサーバーを小中学校9校に、年2回の保守点検を含むリース料、リース契約により配置するものであります。設置に係る工事費を含め、小学校で89万8,000円、中学校で44万9,000円を追加するのであります。

続いて、別冊の補正予算関係の24、25ページを御覧ください。

給食センター運営事業になります。食品価格の高騰への対応として、児童生徒1食当たりの賄い材料費20円の増額分1,650万円を委託料に計上し、保護者負担に転嫁することのないようにするものであります。

学校教育課からは以上であります。よろしくお願いいたします。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 続きます、文化スポーツ課であります。

議案書は、別冊補正予算関係24ページ、25ページ、議案関係資料は35ページとなりますので、併せて御覧ください。

55款教育費、30項保健体育費、15目保健体育施設費の社会体育施設事業におきまして、中央公民館西側の体育倉庫の解体費として550万円と、新たに建設する体育倉庫の実施設業務費として270万円を新規計上するものであります。

現在の体育倉庫は、老朽化などにより、これまでも建て替えを視野に検討してまいりましたが、このほど県道岡崎幸田線の役場前横断歩道橋の撤去と、交差点周辺の環境整備が進められるタイミングで体育倉庫を解体し、併せて新たな倉庫の建設準備を進めるものであります。

なお、倉庫内の備品につきましては、一時的に大草広野の旧タナカの倉庫で保管をしてまいります。

文化スポーツ課からは以上です。

以上、第53号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第4号）、総務教育委員会所管に関する補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ここで、途中ではありますが、10分間休憩いたします。

休憩	午前 9時54分
再開	午前10時04分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明は終わりました。

それでは質疑に入ります。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 私のほうで、これ、確認、今後の契約ということで、長嶺のコミュニティホーム、誘致されて、新しく計画されるということで、非常に今、少子高齢化、そして人口減少というのが大きなテーマになっているかと思うんです。その中で、今後どのような形でこういったコミュニティホームを建設される考えなのか。

以前、公民館等においてはエレベーターをつけてくれとかいうような問題があったけど、最近ちょっと声がなくなっちゃったんですけども、やはりこういう使い勝手、高齢者が使う場合、それとまたやっぱり地域の子どもさんたちも含めた全体的に地域で使える施設が必要じゃないかなというふうに思います。

そういった意味で、子どもさんからお歳の方までが十分利用できる、そんなような施設を造ってほしいなというのが私の希望ですけども、その辺のところいかがでしょうか。考えが、今現在ありましたら、また今後の打ち合わせ、あるいは意見交換会の中で、そ

ういったのをしっかりともんでいただいておりますが、いかがでしょうか。

委員長 総務課主幹。

総務課主幹 今後の購入後のお話をいただきました。

施設の建設時期については現状のところは未定となっております。今回は、現施設の老朽化の状況や、半永久的に借地であるということの現状を鑑みまして、新たな建設候補地の地権者の方と用地協力について、合意が得られるか、タイミングを伸ばすことなく用地を購入しようとするものであるということになっております。

今後、用地購入をした後なんですけど、今お話がありました高齢者の方とか子どもさんの利用とか、地元の方の要望を伺いながら、まだちょっとこれから建設の予定ということですので、そういったことを踏まえまして、進めていきたいなというふうに思っております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 いずれにしても、やはり地元の使い勝手のいいようにというのは基本だと思います。こういった地域のそういう集会場みたいなのはね。やはりそういった面で地元の要望に合ったものをしっかりと私は聞いてあげてほしいなと思います。そして、長く使える。

今後の私、課題としては、特に高齢者がゆっくり過ごせる場所というのは、やはり面倒を見る人もやはり少子化になってくる、人口が減少してくれば、見てくれる人も減ってくるという想定をせないかんと思うし、そういった面では、地域でお互いにそういったのがフォローし合える背景というのは、私は非常に大事ななというふうに思っております。

前回の決算ときにも、ちょっとお話ししましたけど、あそこのほっと館が非常に利用価値が高くて、子どもさんからお年寄りまで来てるよという話も聞いています。そういったのもやっぱり一つの参考にされて、やはりその利用価値の高いものを造って、今後、そういった施設はあるべきだなと思いますので、その辺のところをしっかりとお願いしておきたいと思います。

委員長 総務課主幹。

総務課主幹 ありがとうございます。

今お話にありました、高齢者の方の利用の仕方というのがございます。やはり地元施設ということが今回は色合いが濃いものだと思いますので、そういった高齢者の使い方に関して、どういうふうに使ったらいいかということ、今後話し合いながら、決して使い勝手が悪いものにならないような形で進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 もう一つ、次は、教育のほうでラーケーション、先日、ちょっと先生とお話する機会があつて、意見交換じゃないですけど、こんなことあるけどどうですかって話をしたんですけども、まだ先生のほうは、特別そういった準備がされてなくて、県のほうからの指導、事業ですので、粛々とそれに従ってやるだけですよというようなこ

とで、まだまだ中身はよく理解されてなかったのかなという思いがしたんですけど、この辺は学校サイドとしては、どの程度、そういったラーケーションについての認識はあるのでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 ラーケーションにつきましては、各学校へのその情報につきましては、校長会等で情報を全校長に提供しております。また、パンフレットづくりというのもありましたので、そういった面でも学校のほうでも学校内で、各学校でそれぞれつくっておりますので、そういったことで制度の内容等は把握しているかと思えます。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 そのラーケーションの話も、私、地区の父兄の方、親御さんにも話をしたことがあります、非常に興味を持たれた方もあります。そういった意味で、今後のやり方等によって、しっかりと浸透すると非常に生きるのかなというふうに思いますので、その辺のところ、しっかりと指導しながら、この事業が成功するようにお願いしたいと思えます。以上です。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 各家庭につきましては、学校のつくったパンフレット等でお知らせし、周知を図っていくような形で進めております。

この事業につきましては、先般の協議会の際にもお伝えしたかと思えますが、学校だけでなく、子どもたちの保護者である親の休み方の改革も含めて進めていくという県のプロジェクトでございますので、県の休み方改革プロジェクトが進むように、学校サイドとしてもこのラーケーションのほうを進めていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 今のラーケーションの関係でありますけれども、10月からと、こういう話でありますけれども、もう10月ってすぐですよ。そうしたときに、幸田町全体、校長会でいろいろ話されて、それぞれの学校で計画し、日にちも全校一緒ではないですよ。この点はどうなんでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 ラーケーションの日につきましては、通常であれば、年3日までということですが。今年度につきましては、10月からのスタートということで計画していますので、年2日までで、これにつきましては学校側が指定するのではなく、各御家庭でお休みを取れる日、家族と一緒に過ごせる日を決めていただいて、その日についてラーケーションの日ということで学校のほうに届けていただくと。そうすると学校のほうはお休みで、その御家族は学校外で学習、学びというのをするというような形になります。そういった制度でございます。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 今のお話ですと、各家庭が、私は10月1日ですよ、ほかの子は10月3日ですよと、もうばらばらになって、父兄の都合でやっていくと、こういうことだよ。もう学校として非常に困らへんのかなと思うんですけど。ある程度学校として、できれば

この日とこの日くらいでお願いしたいとか、こういう話にはなってこないんですかね。学校運営に関しては、非常にめちゃかめちゃかなっちゃうという心配はあるんです。そこらはどうなんでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 委員おっしゃられるとおり、子どもの休みということになると、給食の関係であったりとか、そういったところ、いろいろ手間がかかるところは正直あります。

ラーケーションの届け出につきましては、そういったこともありまして、2週間前までに届け出をしてくださいということで、ある程度、期間的に、直前にならないようにということで、2週間前ということでお願いし、その期間を持って、面倒くさい事務処理もやれるようにということで配慮はさせていただいております。

また、学校行事、学年で行事があったりだとか、そういった日については、取得できない日、ラーケーションの日を取得できない日としてお知らせしておりますので、その点も御承知おきいただければと思います。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 今、言われるような形で進めていけばとは思いますが、本当に2週間前に通知をいただいて進めていくよと。だから、学校サイドとしては非常に本当にさっきも言ったんですけど、つらい部分も出てくるのかな、担任の先生、学校長もそうですけども。

それと、父兄との話、最初、パンフレットだけで通知を出して、そして、好きなように取ってくださいよと、2週間前に予約してくださいよと、こういう話でありますけれども、例えば、これ父兄、お父さん、お母さんが多分見える、片親の方も当然見えるんですけども、そういう方が、片親だけで、お父さんは仕事行って、お母さんだけで子どもと一緒にラーケーションでどこかへ遊びに行くとか、勉強しにいくとか、そういうことだって構わないよという方向だよ。父兄、家族が一緒になってと、こういう、そこまでは規制をしてないんですよ。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 基本的には、家族と一緒に過ごしていただくというような形になっております。お父さん、お母さんいらっしゃって、両方じゃないと駄目ですよというような縛りはございません。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 本当にこれは試験的なことでありますので、どういう形になるのか、今年は2日間だということでもありますけれども、来年度は3日、多分、3日になるということですが、そういう形で、本当にいい形で、働き方改革も含めて、子どもと父兄がコミュニケーションが取れて、いい形の事業だと、結果的にですよ、そういう形になることを私は非常に望んでおります。本当に、教育委員会はえらいですけども、そういう点ではあんばいを指導して行ってほしいなというふうに思っております。

次にもう1点、体育倉庫の件で、スポーツのほうですけども、これ、先ほどの話ですと、中に入ってるものは広野へ持っていくよと、こういう話でしたけども、それは予算の550万円の中の解体費の中から運ぶんですか。それとも、どういう形に。誰が運ぶん

ですか。

スポーツ課でいいですよ。

委員長 教育長。

教育長 さきのラーケーションについての御心配であります。ラーケーション自体は県の働き方改革という大変大きなもののうちの一つが、教育部門というような形で県のほうから協力の依頼をされています。

当初、教育長会でも、県の校長会議でも、いろんなところでこのラーケーションの提案がされたときに、今、笹野委員がおっしゃられたような様々な心配、授業についてはどうか、それから給食についてはどうか、それから、全員が同じような条件で取れるのか、様々なことが実は議論をされていて、その都度、ラーケーションを本当に実施をするべきかどうか、教育委員会として、この実施に協力をするべきかどうかという大変大きな議論になって、今日まで迎えております。

それでも、大人の働き方改革をひっくるめて、子どもが行けないというのであれば、ほかの方が、保護者の方が休みを取っていくというのがなかなかできないようで、教育委員会としても協力をしてほしいというような形で、今年度については、幸田町のモデル事業という形で取り組み始めていくというものであるんですが、様々な懸念があるのは承知での船出ということになっていますので、今年度やってみて、反省すべきところは反省し、あるいは、うまくいかなかったところについては改善を、また県のほうに申し出て、どうしてもいい形で進んでいくように考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 ただいま御質問いただきました体育倉庫の中の運び方ですけども、基本的に職員で運ぶことを想定しています。土曜日などを使って、そちらが、庁舎のほうに休みのときにトラックを数台お借りするなどして、土曜日をめどに職員でやっていこうかと思っております。

あまりにも時間的にかかるというところであれば、スポーツ推進員さんが、公民館に出てくるようなときに少しお手伝いいただくかもしれませんが、基本的には職員で運ぶというふうに思っています。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 職員が運ばないかんのか。業者でやれんのかとは思うんだけど。この550万円の中で解体するんだもんで、その中であそこまで運んでよと、こういう話にはつながらないのかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 大変な作業だとは思いますが、職員でいきたいと思っております。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第53号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算(第4号)中、歳入全部、歳出10款、

15款10項・15項・35項、55款、70款、第2条（総務教育委員会所管1件）、第3条を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 挙手全員であります。

よって、第53号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第54号議案 令和5年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

財政課長 それでは、第54号議案 令和5年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書の36ページをお開きください。また、議案関係資料は28ページ及び37、38ページになりますので、併せて御参照いただきたいと思います。

土地取得特別会計の歳入につきまして、15款繰入金は、前年度繰越金の確定により、当初予定していた繰入金2,046万8,000円を増額するものであります。

続きまして、20款繰越金は、繰越明許費に係る剰余金を含む前年度繰越金の確定により、当初予算を上回った2,325万7,000円を追加するものであります。

25款諸収入は、用地購入費等の財源として、土地開発基金から9,000万円を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容について、説明をさせていただきます。

補正予算説明書38ページ、39ページを、議案関係資料は38ページを御覧いただきたいと思います。

20款土地取得費は、公共用地先行取得事業における町道芦野1号線事業用地の購入費2,100万円と、これに係る物件移転補償費等、6,900万円を新規計上するものであります。

15款諸支出金は、町道芦谷1号線用地先行取得事業を行うため、令和3年度に土地開発基金から2,000万円を追加したところ、事業が令和3年度に完了しなかったため、令和4年度に繰越明許費として繰越ししております。

その後、1,721万1,230円で事業完了となりましたので、その剰余金278万9,000円を土地開発基金へ繰り出すものであります。

以上で、補足説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第54号議案 令和5年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 挙手全員であります。

よって、第54号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもって、町長提出議案の審議は終了しました。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

町長 ただいま付託されました7件の議案について、慎重審議、本当にありがとうございました。今後、いただいた意見についてはやはり対極に立って、また将来的な幸田町の発展等々に結びつくものでありますので、しっかり受け止めて、今後の政策遂行に当たっていきたいと思っております。

本日は熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。

委員長 ここで、暫時休憩といたします。理事者は退席をお願いします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここからは、陳情の審議を行います。

陳情書の朗読は全文ではなく、件名、陳情者名、陳情者の趣旨につきまして、副委員長に読み上げていただきます。

陳情第11号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書を議題といたします。

それでは、副委員長をお願いします。

副委員長 陳情第11号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書。

陳情者は、額田郡幸田町深溝舟山5番地5、幸田町教員組合執行委員長、内田喜道氏であります。

陳情の趣旨は、意見書を提出されるよう、下記の事項について、陳情いたしますとして、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施することをはじめ、2項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いします。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 これは毎年のように言ったら失礼ですけども、職員さんのほうから出されておる内容とほぼ変わらないかなとは思いますが、定数改善の関係、今35人学級を、今、2年生までですかね、3年生までですか。もう、4年生までいっとる。まだ、いってないでしょう。5、6、中学校の、要するに、2、3までを定数改善で早くやってほしいというのは、私ももっともだと思っております。

例えば、35人でも今、先生方に言わせると、30人くらいが一番、子どもたちを把握できる人数かなという話も聞いております。また、幸田町でも学級によっては、25人とか28人とか、三十何人とか、こういろいろですけども、ある程度、定数を決めて、やっぱり、取りあえず35人はやってほしいなというふうに思って、全体的にはね。

それと、教育費の国庫負担金制度の話でありますけども、もうずいぶん小泉さんの頃から、おかしいとおっしゃって、2分の1から3分の1にしちゃったと、こういうこともあるわけでありまして。教育の機会均等から考えたときには、やっぱり、今働き方改革で本当に費用的な部分が、教育に非常にかかってくるような状況でありますので、やはり、しっかりと国が教育に関しては見ていくということが、私は最低限になっていくんじゃないかなというふうに思っております。

本当に先生方はもう働き改革の中でも、やっぱりこういうことは真剣に考えていったときには、予算的なこと、それと定数のこと、このことに関しては、真剣にやっぱり国が対応して行ってほしいなというふうに私は思っておりますので、これはしっかり採択をして、上へ物を言っていくということが必要だというふうに思っています。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 今、笹野委員が言われたように私も賛成でございます。

私はもう一つ心配なのは、今、教育環境がどんどん変わってきているというのがあると思います。今、特に中学校においては、部活動が民間に移管するというような方向性がどんどん出てきて、昔の我々の考えている教育というものが、どんどん変わってきている。

その中で私一番心配するのは、昔のアナログ的な先生と生徒の接し方、そういった教育、精神的な教育というのはこれから問われる時期じゃないかなと思いますので、そういった面では、少人数学級で、やはり先生が目が行き届いた手厚い、そういった背景の下に、子どもたちが勉強、勉学に励むというのが理想だと思いますので。

そういった意味においては、この少人数学級等、早くきちっとしたものを・・・して、それに当たる先生方も十分当たるように調整されて、やはりそういったものも無理があれば、そういった国からの補助金等、援護をどんどんいただきながらやるというのが理想だと思いますので、そういった、一時も早く学校の環境を整えてほしいなという思いがしますので、これについては私も賛成するものであります。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

10番、黒木君。

10番黒木 一君 私も賛成なんですけども、今皆さんが抱えてる問題をよく把握して解決するには、いち早く少人数制を図って、もっと先生と生徒の距離を縮めてやる必要があると思いますから、ぜひよろしくお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第11号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡

充を求める陳情書を採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、陳情第11号は採択すべきものと決しました。

これをもって本委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

本日の委員会の審査結果報告書の作成については、私に御一任いただきたく思います。

以上で、総務教育委員会を閉会といたします。

閉会 午前10時33分

委員長 なお、採択された陳情につきまして、意見書を提出するに当たり案を用意しましたので、皆さんで御協議いただきますようお願いいたします。

(事務局から意見書配付)

委員長 内容のほか、誤字脱字についても御指摘いただきたく思いますので、副委員長に朗読をお願いします。

それでは、陳情第11号の意見書について、お願いします。

副委員長 (案) 令和5年第3回幸田町議会定例会議員提出議案目録。

議案番号、議案提出議案第〇号、件名、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について。

9月27日提出。

1ページ。

(案) 議員提出議案第〇号。定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について。

幸田町議会会議規則第14条第2項の規定により、次のとおり意見書(案)を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和5年9月27日。

提出者、幸田町議会議員、賛成者、幸田町議会議員。

提案理由。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める必要があるから。

2ページ。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)。

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度も、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しか

し、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子どもにきめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

3 ページ。

令和5年9月27日。愛知県額田郡幸田町議会。議長、藤江徹。

(提出先)、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

御意見がありましたら、お願いします。

これ、きめ細やかなでいいですね。真ん中辺にある。

きめ細かなじゃないね。細やかなでいいんですね。

それで、一番右の、これは山積だね。

何かほかに気がついたところがありましたら。

笹野康男君 文科大臣の副大臣が書かれてたら、副大臣の名前が。

委員長 名前、いいね。

稲吉照夫君 今まで入れてないから。

委員長 それでは、以上の内容で意見書の作成を進めていき、議員提出議案として出していきたいと思います。

提出者は私で、賛成者として総務教育委員の皆様の名前で提出したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、意見書については、提出者は私で、賛成者を総務教育委員の皆様の名前で提出いたします。

長時間熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

これにて散会といたします。

お疲れさまです。

閉会 午前10時42分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和5年9月21日

総務教育委員会
委員長